

プロジェクト パーシャルスピノフの会計処理

項目 株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理—支配を喪失しない場合

I. 本資料の目的

1. 本資料は、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合における株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理のうち、株式分配後も子会社に対する支配を喪失しない場合の会計処理についてご意見を伺うことを目的としている。

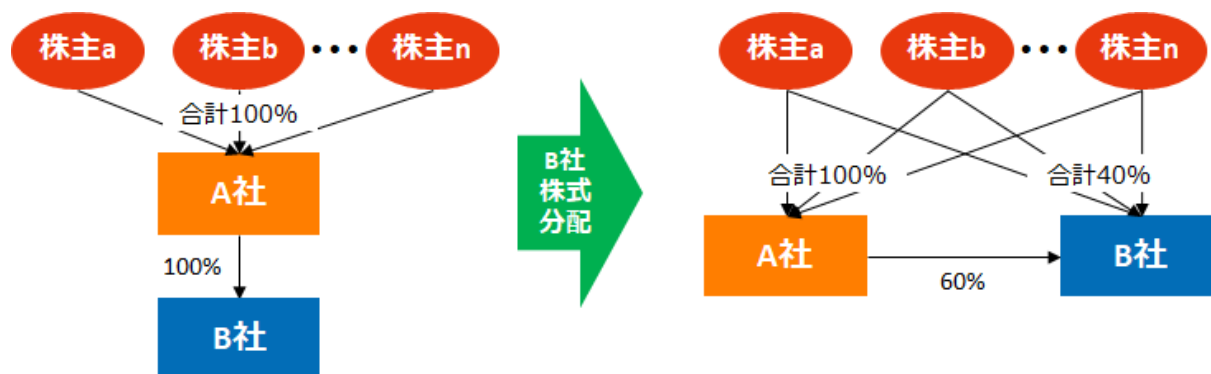
II. 株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理

支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）の典型的なスキーム

2. 本資料で対象としている支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）の典型的なスキーム図は次のとおりである。

例) A 社が A 社の株主に対して、完全子会社 B 社の株式の 40% を比例的に配当

(A 社：株式分配実施会社、B 社：株式分配対象会社)



現行の会計基準の取扱い

3. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）では、子会社株式の売却や子会社

の時価発行増資等に伴い親会社の持分が減少した場合の会計処理は定められているが、子会社株式を配当した場合の連結財務諸表上の会計処理は明らかにされていない。

前回のASBJ事務局の提案

4. 第103回企業結合専門委員会（2023年5月8日開催）及び第501回企業会計基準委員会（2023年5月16日開催）では、スピノフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について、ASBJ事務局は次のとおり2つの案を提示した上で、案2を提案した。

- 案1

スピノフ実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が子会社株式にも関連会社株式にも該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型）については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。

- 案2（事務局提案）

スピノフ実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型）については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。

5. また、同専門委員会及び同企業会計基準委員会では、スピノフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理に関する方向性について、ASBJ事務局は次のとおり提案した。

(1) 支配を喪失する株式分配

支配を喪失する株式分配に関する連結財務諸表における取扱いについても、個別財務諸表における取扱いと同様に、非金銭資産の分配について時価で会計処理することを原則としつつ、帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設けることとし、その範囲は個別財務諸表上の取扱いと同じにする。

(2) 支配を喪失しない株式分配

連結財務諸表上、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）をいわゆる資本取引として処理する。

連結財務諸表における支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）に関する会計処理についての分析

6. 以下では、連結財務諸表における支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）に関する会計処理についての分析をお示しする。ここでは、個別財務諸表において以下の会計処理がなされていることを前提として分析を行う。
- 個別財務諸表上は、スピノフに係る例外処理に該当しないため、原則どおり、配当した持分に相当する子会社株式を時価で配当する。このため、配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を損益で処理し、配当財産の時価をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。
7. また、分析においては、子会社株式を売却したが親会社と子会社の支配関係が継続している場合の会計処理（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）第 29 項及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第 42 項）をベースとして、売却と株式分配で会計処理に差を設けるべきか検討する。

（分析）

8. 子会社株式を一部売却したが親会社と子会社の支配関係が継続している場合について、連結会計基準第 29 項及び資本連結実務指針第 42 項及び第 44 項は以下のとおり定めている。

連結会計基準

29. 子会社株式を一部売却した場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（以下「売却持分」という。）と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金として処理する。（以下、省略）

資本連結実務指針

42. 子会社株式の一部を売却したが、親会社と子会社の支配関係が継続している場合、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額するとともに、売却による親会社の持分の減少額（以下「売却持分」という。）と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金として処理する（連結会計基準第 29 項）〔設例 6 参照〕。売却価額には売却に係る支払手数料等は含まれないため、売却に係る支払手数料等については売却時の費用として処理する。また、売却した株式に対応する持分には、子会社に係るその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、退職給付に係る調整累計

額など)が含まれるが、売却持分には、その他の包括利益累計額は含まれない。

なお、上記の処理に伴って減少したその他の包括利益累計額は当期純利益を構成するものではないため、組替調整額(包括利益会計基準第9項)の対象とはならず、連結株主資本等変動計算書における当連結会計年度の増減として表示することとなる(第66-2項参照)。

44. 支配獲得時に計上したのれんの未償却額については、子会社株式を一部売却した場合等において減額しない(連結会計基準第66-2項)。

9. 資本連結実務指針第42項は、①非支配株主持分に関する会計処理、②売却損益の資本剰余金への振替、③支払手数料等の会計処理、④その他の包括利益累計額に関する取扱いを定めている。また、資本連結実務指針第44項は、⑤のれんの未償却額の会計処理について定めている。以下では、それぞれの項目について、連結財務諸表における支配を喪失しない一部留保の株式分配(按分型)でも同一の会計処理を行うべきか分析を行う。ただし、③支払手数料等の会計処理については、株式分配においては関連しないため、分析を行わない。

非支配株主持分に関する会計処理

10. まず非支配株主持分に関する会計処理について、減少した持分について非支配株主持分を増額する会計処理は、売却の場合でも株式分配の場合でも変わらないと考えられる。

売却損益の資本剰余金への振替

11. 次に売却損益の資本剰余金への振替について、売却取引の場合、個別財務諸表においては売却価額と帳簿価額の差額で損益が計上されており、それを踏まえて連結財務諸表においては売却持分に対応する子会社株式の個別財務諸表上の帳簿価額と連結財務諸表上の帳簿価額との差額を調整した上で、資本剰余金に振り替える。その際、売却持分には、その他の包括利益累計額は含まれない。
12. 現行の日本基準においてこのように資本剰余金に振り替える会計処理が採用された理由は、連結会計基準第51-2項で説明されている。ここでは、国際的な会計基準と同様の会計処理を行うことにより比較可能性の向上を図るべきという意見に対して、我が国において重視されている親会社株主の視点からは国際的な会計基準と同様の会計処理を行うことを導き出すことは必ずしも容易でないとしつつ、実務上の課題を解決する観点を含め総合的に勘案して、非支配株主との取引によって生じた親会社持分の変動による差額を資本剰余金とすることとしたとされている。

13. ここで、売却と株式分配で個別財務諸表において計上した損益はそれぞれの性質が異なると考えられる。すなわち、売却は相互取引であり、個別財務諸表において2つの財産を交換する際に発生した損益であるのに対して、株式分配は株主に非金銭資産を配当する非相互取引であり、個別財務諸表において時価で株式を配当したとして計上した時価への洗い替え損益を計上するものである。
14. 子会社株式を一部売却したが親会社と子会社の支配関係が継続している場合、子会社株式を売却したことにより連結財務諸表において計上される資本剰余金¹は、子会社株式の一部売却により対価を得ていることを考えると、これまで行った投資（子会社株式の連結財務諸表上の帳簿価額）を上回って非支配株主から払い込まれた金額といえると考えられる。
15. 一方、株式分配について検討すると、本資料第6項(1)に記載のとおり、個別財務諸表上、配当した持分に相当する子会社株式を時価で配当するとして、配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を損益で処理し、配当財産の時価をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する会計処理がなされている。この会計処理は、親会社の剰余金を原資として時価で配当を行った事実を反映するものであり、連結財務諸表においても同一の会計処理であるべきと考えられる。
16. このため、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）の場合、連結財務諸表においても、時価で株式を配当したとして計上した時価へ洗い替える必要があると考えられる。ここで、本資料第12項に記載した非支配株主との取引によって生じた親会社持分の変動による差額を資本剰余金とすることとした経緯を踏まえると、連結財務諸表においても子会社株式の評価損益を資本剰余金に振り替えることが考えられる。具体的には、個別財務諸表において計上された評価損益について、配当に対応する子会社株式の個別財務諸表上の帳簿価額と連結財務諸表上の帳簿価額（のれん及びその他の包括利益累計額を除く。）について加減した上で、資本剰余金に振り替えることが考えられる。
17. 別の表現としては、配当による親会社持分の減少額（以下「配当持分」という。）と配当した株式の時価との差額を資本剰余金として処理する。配当持分には、その他の包括利益累計額は含まれない。

その他の包括利益累計額に関する取扱い

18. 支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）の場合、連結財務諸表上、配当した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額することとなる。そ

¹ ここでは資本剰余金が増加することを前提として記載している。

の際、当該配当した株式に対応する持分には子会社が支配獲得後に計上したその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、退職給付に係る調整累計額など）が含まれることとなると考えられる。

19. この点、本資料第 16 項に記載のとおり、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）に関して、個別財務諸表において計上された洗い替え損益について資本剰余金に振り替えることが考えられるとしていることから、配当処理に伴って減少するその他の包括利益累計額は、連結財務諸表上の当期純利益を構成するものではないため、組替調整額（企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 9 項）の対象とはならず、連結株主資本等変動計算書における当連結会計年度の増減として表示することとなると考えられる。

のれんの未償却額の会計処理

20. 本資料第 8 項に記載のとおり、支配を喪失しない子会社株式の一部売却の場合、支配獲得時に計上したのれんの未償却額については、子会社株式を一部売却した場合等において減額しないこととされている（資本連結実務指針第 44 項）。これは、2013 年（平成 25 年）改正の連結会計基準において、親会社と子会社の支配関係が継続している状況下で、子会社株式を一部売却した場合等におけるのれんの未償却額の取扱いについては、減額する方法及び減額しない方法のそれぞれに一定の論拠があると考えられたが、のれんを減額する場合における実務上の負担や、のれんを減額しないこととしている国際的な会計基準における取扱い等を総合的に勘案して、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しないこととしたものである（連結会計基準第 66-2 項）。
21. 子会社株式の一部売却と株式分配とは、相互取引か非相互取引かの取引の性質が異なる。しかし、当該取引の性質の違いは、のれんの未償却額の会計処理について別の取扱いを定めることの積極的な理由にはならないと考えられる。
22. したがって、連結財務諸表上、支配を喪失しない株式分配においては、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しないことが考えられる。

連結財務諸表における支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）に関する会計処理についての事務局提案

23. 上述の分析を踏まえ、連結財務諸表における支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）に関する具体的な会計処理を次のとおり提案する。

- (1) 連結財務諸表においては、配当した株式に対応する持分について親会社の持分から減額し非支配持分を増額するとともに、個別財務諸表において計上した損益について、株式分配に対応する子会社株式の個別財務諸表上の帳簿価額と連結財務諸表上の帳簿価額（のれん及びその他の包括利益累計額を除く。）の差額について加減した上で、資本剰余金として処理する。

当該処理に伴い減少するその他の包括利益累計額は、組替調整額の対象とせず、連結株主資本等変動計算書における当連結会計年度の増減として表示する。

- (2) (1)の処理を行う際、支配獲得時に計上したのれんの未償却額は減額しない。

24. 事務局提案を適用した場合における具体的な会計処理は、別紙において設例を用いてお示ししている。

(文案)

25. 仮に前項までの取扱いとする場合には、連結会計基準及び資本連結実務指針（それぞれ本文）に以下の取扱いを追加することになると考えられるがどうか。

連結会計基準 （変更部分に下線又は取消線を付している。）

(HP では非公表)

資本連結実務指針 （変更部分に下線を付している。）

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料第6項から第25項に記載しているASBJ事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 子会社株式の一部留保の株式分配（按分型）における連結財務諸表上の会計処理に関する提案（設例—支配を喪失しない場合）

1. 子会社株式の一部留保の株式分配（按分型）における連結財務諸表上の会計処理のうち、株式分配後も子会社に対する支配を喪失しない場合に関する ASBJ 事務局の提案について、設例を用いてお示しする。

(HP では非公表)

以 上